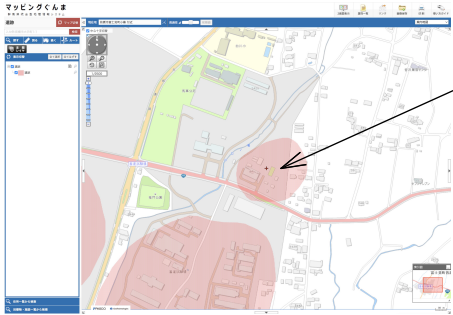


■ 計画概要・関係法令チェックリスト

地名地番	群馬県前橋市富士見町小暮2425-3		
用途地域	都市計画区域内（用途地域の指定なし）		
防火、準防火の有無	指定なし		
その他、地域	法22条区域内 特定用途制限区域（田園居住地区）・埋蔵文化財包蔵地		
道路	国道353号 幅員10m		
敷地面積	11,062.89㎡		
既存延べ面積	1,774.22㎡		
容積率・建ぺい率	指定あり 建ぺい率 70% 容積率 200% 斜線制限 道路斜線 20m/1.5、隣地斜線 31m/2.5		
工事種別	新築(敷地に対しては増築)		
建物計画概要	主要用途	建築基準法 消防法	08300 地方公共団体の支庁又は支所 ※特殊建築物には該当しない (15) 項 事務所等
	構造種別	鉄骨造	
	耐火の有無	その他建築物	
	階数	平家建て	
	最高の軒高さ	7.00m	
	最高の高さ	9.17m	
	床面積	285㎡	
	延べ面積	285㎡	
	建築面積	㎡	
現況設備概要	上水道	敷地南東の受水槽からポンプ圧送	
	排水（雑、汚水）	敷地内排水処理槽に集められたのち、敷地東側水路に排水	
	排水（雨水）	敷地内側溝より、敷地東側水路に排水	
	電気引込	3Φ3W 6,600V 1回線受電 敷地西南の引込柱より引き込み	
	電話、情報系の引込	敷地西南の引込柱より引き込み	
改修等の履歴	①研究棟 竣工H6年度 ②解剖棟 竣工H6年度 非常用自家発電設備 竣工H6年度→ R4年更新 ③車庫・物置 竣工H6年度 ④健康動物舎 竣工H6年度 ⑤試験動物舎 竣工H6年度 ⑥機械室 竣工H6年度 ⑦BSE採材棟 設計H22年度 ⑧便所 年度 ⑨採材準備室 設計H14年度 BSE排水貯留槽 設置H17年度		

凡例 □：不要
■：必要

届出関係	☐ 前橋市景観条例 →届出不要	建築物の新築等： 高さが13m又は延べ床面積が1,000㎡を超えるもの
	☐ 土壌汚染対策法 →届出不要（前橋市環境政策課）	900平方メートル以上の土地の形質の変更が生じる場合、届出が必要
	☐ 騒音振動規制法 →届出不要（前橋市環境政策課）	特定施設を設置しようとする場合
	☐ 大気汚染防止法 →届出不要（前橋市環境政策課）	特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業 特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業
	☒ 水質汚濁防止法 →届出必要（前橋市環境政策課）	特定施設を設置する場合 → 流し台
	☒ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律： バリアフリー法 →確認申請時にチェックリストを提出	・適合義務は2000㎡以上 ・2000㎡以下は努力義務
許可申請	☐ 建設リサイクル法 →届出不要	建築物新築：床面積の合計 500㎡以上 建築物解体：床面積の合計 80㎡以上
	☐ 人にやさしい福祉のまちづくり →届出不要	・新築等の届出（第二十五条） 特定生活関連施設の新築等を行う場合には、あらかじめ規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない ・新築等の届出義務の緩和（施行規則第十六条） 国又は地方公共団体とみなされる法人は除かれる →届出義務 免除
	☐ 開発許可 →許可申請不要	都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、原則として都道府県知事の許可を受けなければならない ・建築物の建築の目的で行う土地の区画形質の変更→なし
	☒ 建築確認申請（消防同意含む） →申請必要	都市計画区域内、10㎡を超える建物のため、申請必要
	☒ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（省エネ適判） →申請必要	原則すべての建物に適合義務あり
	☐ 構造適合性判定 →申請不要	・鉄骨造の場合、2階建て以上で200㎡を超える →NO ・ルート2以上の構造計算を行う →NO ∴結果、構造適判不要
その他	☐ 悪臭防止法による規制基準	・群馬県全域に臭気指数の規制基準が規定されており、当該地域は21である ・臭気指数規制は下記の基準があり、すべてを満たす必要がある 境界線上の規制基準（1号基準） 気体排出口の規制基準（2号基準） 排出水の規制基準（3号基準） ・届出等義務はないが、法令を遵守する義務はある
☒埋蔵文化財包蔵地 		
☒土壌汚染調査 土壌汚染防止法に関連して、既存解剖室解体除却前に土壌汚染調査が必要（現在は調査猶予期間）		

■建築基準法チェックリスト1

凡例 □：該当なし
■：該当・法適合が必要

区分	項目	規定内容	関係条項	適否	備考
関係法令	都市計画法	・開発行為：土地の区画形質の変更	法29、42、43	□	
	その他の関係法令	・前頁 関係法令チェックリストによる	法3、4、5		
敷地	衛生・安全	・排水	法19	■	
	敷地とは	・一の建築物又は、用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地	令1	■	
	地盤面	・建築物の接する地盤に高低差がある場合 高低差≦3m：平均の高さ 高低差≧3m：3mごとの平均の高さ	令2-2	■	
道路	道路の種類、幅員	県道353号 10.0m	法42		
	敷地と道路	敷地の接道長さ≧2m	法43	■	129.43m
用途地域	用途地域	用途地域の指定なし	法48		
容積率	延べ面積の制限	指定容積率	法52	■	指定あり→200%
建ぺい率	建築面積の制限	指定建ぺい率	法53-1の六	■	指定あり→70%
高さの制限	道路斜線	・前面道路の反対側の境界線からの斜線勾配	法56	■	20m/勾配1.5
	隣地斜線	・隣地境界線からの斜線勾配	法56	■	31m/勾配2.5
	北側斜線	・用途地域の指定なし	法56	□	適用外
	日影規制	・高さ10mを超える建築物は、地盤面から4mの水平面に敷地境界線からの水平距離(D) 5m<D≦10m→5時間 以上 10m<D→3時間 以上 日影を生じてはならない	法56の2	□	高さ10mを超えないため、適用外
法22条区域	屋根、外壁	・22条区域内の建築物の屋根は不燃材 ただし、耐火・準耐火構造の屋根を除く	法22 法23	□	適用外
	防火構造	・木造の特殊建築物：延焼のおそれのある部分の外壁、軒天 ・延べ面積が1,000㎡を超える木造建築物：延焼のおそれのある部分の外壁、軒天	法24 法25	□	木造でないため適用外
	延焼のおそれのある部分	・延焼のおそれのある部分の開口部は、防火設備 敷地境界線、道路中心線、同一敷地内の建物相互外壁の中心線 1階：3.0m、2階以上：5.0m	法2-9-2	□	延焼のおそれのある部分は生じない
大規模建築物	主要構造部	・高さ>13m,または軒の高さ>9mを超える建築物が木造等の場合：耐火建築物（ただし書き有） ・延べ面積>3,000㎡の木造建築物：耐火建築物	法21	□	木造でないため適用外

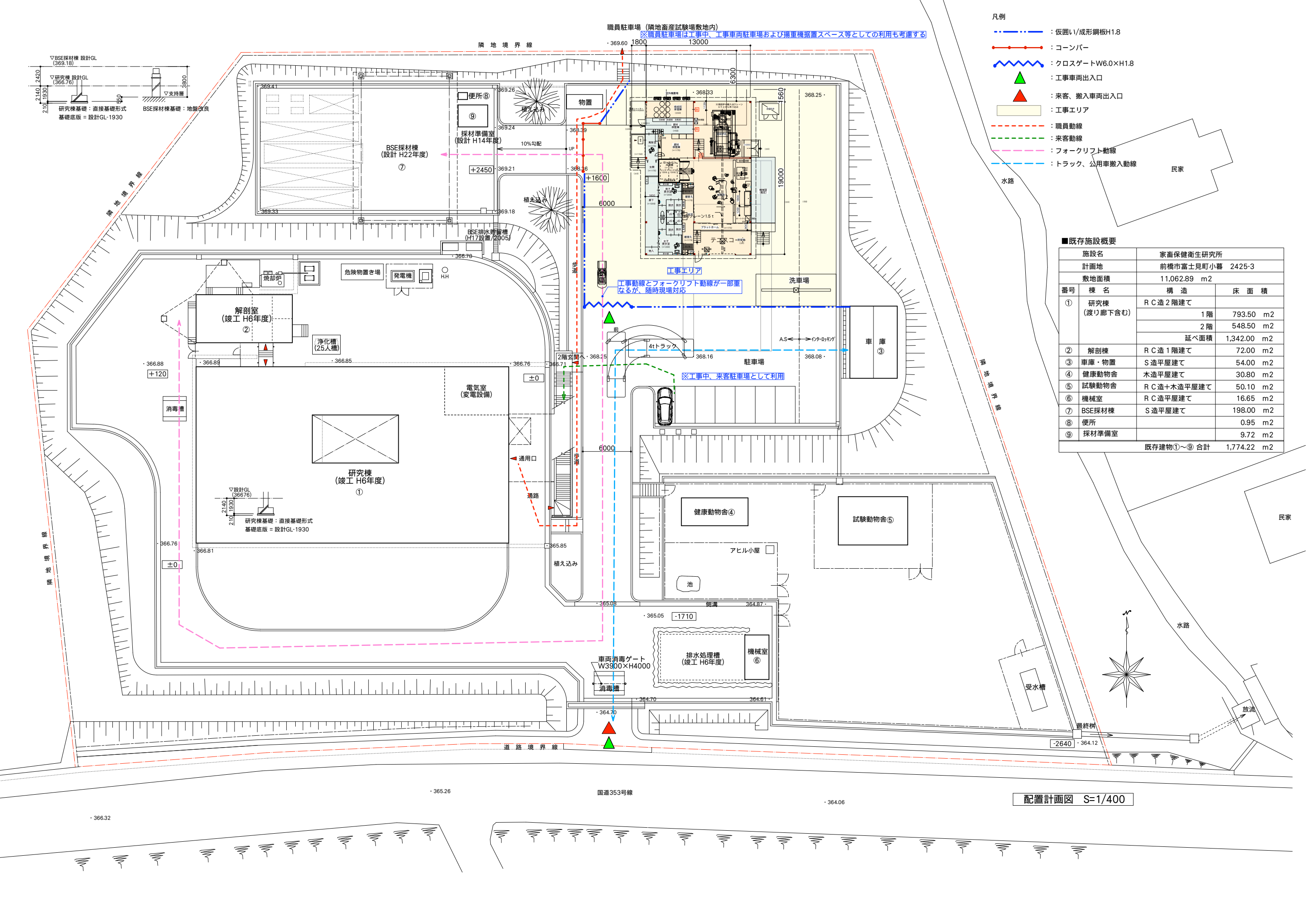
区分	項目	規定内容	関係条項	適否	備考
防火地域・準防火地域	防火地域	・防火地域内、階数3以上、延べ面積>100㎡ →耐火建築物（ただし書き有） ・その他の建築物 →耐火建築物又は準耐火建築物	法61	□	防火地域の指定なし
	準防火地域	・準防火地域内、階数4以上又は、延べ面積>1,500㎡ →耐火建築物 ・延べ面積500m2を超え1,500㎡以下の建築物 →耐火建築物又は準耐火建築物	法62	□	準防火地域の指定なし
特殊建築物等の構造	耐火建築物	・特殊建築物の用途による構造規定 学校：3階以上の階に計画 延べ面積≧2000㎡	法27	□	
	準耐火建築物	・用途に供する部分の床面積による構造規定：別表第一による →耐火建築物又は準耐火建築物 ・用途に供する階による規定：別表第一による ・主要構造部を準耐火構造等とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物	別表第一 法2の9の3	□	
	無窓の居室	・採光有効面積<1/20、または避難上有効な窓ではない。 →主要構造部は耐火建築物または不燃材料	法35の3 令111	■	解剖室が無窓居室に該当
防火区画	面積区画	・1,500㎡区画：主要構造部を耐火構造とした建築物 ・1,000㎡区画：法27条による準耐火建築物・法62条による準耐火建築物 ・500㎡区画：法27条による準耐火建築物・法62条による準耐火建築物 ・防火区画：準耐火構造の床、壁、特定防火設備	令112-1~ 令112-5	□	
	たて穴区画	・主要構造部を耐火構造とし、かつ地階または3階以上の階に居室を有する建築物 ・区画部分：EV、階段、DS等 ・防火区画：耐火構造の床、壁、特定防火設備または、防火設備(遮煙)(避難階から上下階までの吹抜で下地、仕上共不燃は除く)	令112-11~ 令112-15	□	
	異種用途区画	特殊建築物 ・法27条に該当する部分との区画(各号の用途との区画である耐火構造の壁、特定防火設備、防火設備) ・耐火・準耐火建築物の規定に該当する建築物の部分との区画(耐火構造の床、壁、特定防火設備)	令112-18	□	
	その他	スパンドレル、防火戸の構造	令112-16 令112-17	□	
間仕切壁・隔壁	間仕切壁	・学校、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館、下宿 寄宿舎、マーケット等：防火上主要な間仕切壁は準耐火構造で 小屋裏、天井裏まで	令114	□	
	隔壁	・建築面積>300㎡木造の小屋組：準耐火構造とした隔壁 天井を全て強化天井 又は 準耐火構造の隔壁(桁行間隔12m)	令114	□	
内装制限	特殊建築物	・特殊建築物の内装	法35の2 令128の4-1	□	
	大規模建築物		令128の4-2	□	
	その他	○火気使用室：調理室、浴室、ボイラー室等 (主要構造部を耐火構造としたものを除く) ・無窓の居室：排煙有効面積=1/50×A未満 (50㎡を超える居室) →壁、天井=準不燃以上	令128の4-4	■	焼却炉が火気使用室に該当

■建築基準法チェックリスト2

凡例 □：該当なし
■：該当・法適合が必要

区分	項 目	規定内容	関係条項	適否	備考
廊下	適用建築物	・特殊建築物、階数3以上の建築物、無窓の居室を有する階、延べ面積＞1,000㎡の建築物	令117	■	解剖室が無窓居室に該当
	客席からの出口の戸	・用途が劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場客席からの出口の戸：外開き	令118	□	
	廊下の幅	・小学校における児童用のもの、病院における患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100㎡をこえる階における供用のもの又は3室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が200㎡をこえる階におけるもの	令119	□	
階段	階段寸法	・(一)～(三)までに掲げる階段以外のもの 幅≧750mm、蹴上≦220mm、踏面≧210mm	令23	■	
		・踊場：高さ3m以内ごとに設置 ・階段手すり：階段幅＞3mの場合中間に設置 ・階段にかわる傾斜路：勾配＜1/8以下	令24 令25 令26	□	
	直通階段 2以上の直通階段	・適用建築物：特殊建築物、階数≧3、無窓居室、延べ面積＞1,000㎡ ・歩行距離：・無窓居室等≦30m ・その他≦50m(主要構造部が準耐火建築物、不燃材料) ・14階以下で内装 準不燃以上：上記＋10m	令117 令120	□	
		・5階以下の階の居室面積の合計 避難階の直上階＞200㎡ その他の階＞100㎡ (主要構造部が準耐火構造または不燃材料の場合上記面積×2)	令120 令121	□	
	避難階段	避難階段：5階以上の階または地下2階に通ずる直通階段	令122 令123	□	
出口	出口	階段から屋外への歩行距離： 居室から屋外への歩行距離：	令125	□	
敷地内通路	道等への接続通路	・適用建築物：特殊建築物、階数≧3、無窓居室、延べ面積＞1000㎡ ・避難出口(避難階)から道までの通路：通路幅員≧1.5m	令127 令128	□	
非常用進入口	設置、構造	・高さ31m以下かつ3階以上の階に設置 道または通路(4m以上)に面する外壁面40m以下の範囲 開口部：幅≧750mm、高さ≧1200mm、床面から800mm以下 幅4m、奥行き1m以上のバルコニー及び赤色灯設置	令126の6 令126の7	□	
	非常用進入口に代わる開口部	・道または通路(4m以上)に面する外壁面10m以下の範囲 ・開口部：幅≧750mm、高さ≧1,200mm	令126の6	□	
構造	構造計算	・鉄骨造、鉄筋コンクリート造等で延べ面積200㎡を超えるもの または階数が2以上は構造計算必要	法20 令81～令99	□	
居室	採光	・有効開口面積/居室床面積	法28	□	
	換気	・有効開口面積/居室床面積≧1/20 ※＜1/20の場合 換気設備必要	法28	■	
	天井高さ	・居室の天井高さ≧2.1m	令21	■	
便所	水洗便所 し尿浄化槽	・水洗便所 下水道に接続	法31	■	

区分	項 目	規定内容	関係条項	適否	備考
排煙設備	設置	・特殊建築物で延べ面積＞500㎡ ・階数≧3で延べ面積＞500㎡ (31m以下で100㎡防煙区画部分は除く) ⊙無窓の居室(S＜1/50×A) ・延べ面積1,000㎡を超える建築物で居室面積＞200㎡ (31m以下で100㎡防煙区画部分は除く)	令126の2	■	解剖室が無窓居室に該当
		・特殊建築物で延べ面積＞500㎡ ・排煙有効開口面積≧1/50×A又は排煙設備 ・排煙口の手動開放装置又は自動開放装置 ・防煙垂れ壁：不燃材 ・予備電源 その他	令126の3	□	
	設置免除・緩和	・令126の2・三：階段、EV、EPS、DS ・告示1436号第4二(1)：室＞100㎡-内装準不燃以上、防火設備 ・告示1436号第4二(2)：室≦100㎡-防煙壁により区画 ・告示1436号第4二(3)：居室＞100㎡-100㎡ごとに防火区画かつ 内装準不燃以上 ⊙告示1436号第4二(4)：居室≦100㎡-内装仕上げ下地共準不燃以上	令126の2	■	告示1436号 第4二(4)適用により設置免除
非常用照明	設置、構造	・学校等の用途に供する建築物 ⊙第116条の2第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室 ⊙上記居室からの地上に通ずる廊下、階段等 ・予備電源	令126の4 令126の5	■	解剖室からの避難経路である荷受場に設置
非常用EV	設置	・高さ31mを超える建築物	法34 令129の13の2	□	
避雷設備	設置	・高さ20mを超える建築物	法33 令129の14 令129の15	□	
その他	道路内の制限	・公共用歩廊等を道路内に建築する場合、建築審査会の同意 特定行政庁の許可を要する	法44	□	
	建築設備等	・給排水配管設備 ・換気設備 ・昇降機	令129の2～ 令129の13	■	
省建築 工 ネ 法	省エネ適合判定	・床面積が300㎡未満の小規模非住宅建築物の新築		■	
バリアフリー ― 新法		・用途：家畜保健衛生研究所		□	特定建築物に非該当
人まち条例		・人まち条例施行規則第十六条より 国又は地方公共団体とみなされる法人は除かれる →適用除外		□	建築主が県 (地方公共団体)であるため、適用外



- 凡例
- : 仮囲い/成形鋼板H1.8
 - : コーンバー
 - : クロsgate W6.0×H1.8
 - ▲ : 工事車両出入口
 - ▲ : 来客、搬入車両出入口
 - : 工事エリア
 - : 職員動線
 - : 来客動線
 - : フォークリフト動線
 - : トラック、公用車搬入動線

■既存施設概要			
施設名		家畜保健衛生研究所	
計画地		前橋市富士見町小暮 2425-3	
敷地面積		11,062.89 m2	
番号	棟名	構造	床面積
①	研究棟 (渡り廊下含む)	R C造2階建て	
		1階	793.50 m2
		2階	548.50 m2
		延べ面積	1,342.00 m2
②	解剖棟	R C造1階建て	72.00 m2
③	車庫・物置	S造平屋建て	54.00 m2
④	健康動物舎	木造平屋建て	30.80 m2
⑤	試験動物舎	R C造+木造平屋建て	50.10 m2
⑥	機械室	R C造平屋建て	16.65 m2
⑦	BSE採材棟	S造平屋建て	198.00 m2
⑧	便所		0.95 m2
⑨	採材準備室		9.72 m2
既存建物①～⑨ 合計			1,774.22 m2

配置計画図 S=1/400

■概略工事工程表(案)

R7/11/12更新

	令和8年(2026年)												令和9年(2027年)												令和10年(2028年)																											
	令和7年度				令和8年度								令和9年度								令和10年度																															
工 事 実 施 予 測 工 程	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
	基本設計				実施設計								発注準備				工事 8ヶ月																																			
													建築確認 (前橋市 建築指導課)				準備工 地改良工				基礎工				鉄骨工				屋根 外装工				仕上工				各種検査															
																																	引越																			
																																	供用開始																			
備 考																																																				

■概算工事費算定表

家畜保健衛生課 病性鑑定施設	■	建築工事			■	電気設備工事			■	機械設備工事			■	一括発注(合計)		
	A	直接工事費			A	直接工事費			A	直接工事費						
	1	直接仮設工事	2,850,000	10,000 /m2	1	幹線動力設備工事	14,250,000	50,000 /m2	1	空調設備工事	8,550,000	30,000 /m2				
	2	土工事	3,420,000	12,000 /m2	2	照明器具取付設備工事	3,192,000	11,200 /m2	2	換気設備工事	18,440,000	64,702 /m2				
	3	地業工事	3,420,000	12,000 /m2	3	電灯設備工事	1,311,000	4,600 /m2	3	自動制御設備工事	8,930,000	31,333 /m2				
	4	コンクリート工事	6,270,000	22,000 /m2	4	コンセント設備工事	1,567,500	5,500 /m2	4	光触媒脱臭機脱臭装置	15,900,000	55,789 /m2				
	5	型枠工事	5,415,000	19,000 /m2	5	空調・換気電源設備工事	370,500	1,300 /m2	5	衛生設備工事	1,600,000	5,614 /m2				
	6	鉄筋工事	3,990,000	14,000 /m2	6	電話設備工事	142,500	500 /m2	6	給水設備工事(屋内外)	8,750,000	30,702 /m2				
	7	鉄骨工事	14,250,000	50,000 /m2	7	情報LAN設備工事	598,500	2,100 /m2	7	排水設備工事(屋内外)	39,000,000	136,842 /m2				
	8	既成コンクリート工事	4,560,000	16,000 /m2	8	警報受信設備工事	370,500	1,300 /m2	8	給湯設備工事	1,455,000	5,105 /m2				
	9	石工事	142,500	500 /m2	9	機械警備用配管設備工事	57,000	200 /m2	9	ガス設備工事	3,960,000	13,895 /m2				
	10	タイル工事	570,000	2,000 /m2					10	給油設備工事	1,260,000	4,421 /m2				
	11	木工事	85,500	300 /m2												
	12	屋根板金工事	9,348,000	32,800 /m2												
	13	金属工事	11,115,000	39,000 /m2												
	14	左官工事	712,500	2,500 /m2												
	15	金属製建具工事	17,385,000	61,000 /m2												
	16	木製建具工事	570,000	2,000 /m2												
	17	硝子工事	285,000	1,000 /m2												
	18	塗装工事	1,710,000	6,000 /m2												
	19	内外装工事	10,830,000	38,000 /m2												
	20	家具工事	2,850,000	10,000 /m2												
	21	ユニット及びその他工事	570,000	2,000 /m2												
	22	冷凍庫	3,600,000	12,632 /m2												
23	外構(OT基礎・洗車場)	1,300,000	4,561 /m2													
24	焼却炉	78,232,500	274,500 /m2													
														A-1 建築工事	183,481,000	643,793 /m2
														A-2 電気設備工事	21,859,500	76,700 /m2
														A-3 機械設備工事	107,845,000	378,404 /m2
		直接工事費 計	183,481,000	643,793 /m2		直接工事費 計	21,859,500	76,700 /m2		直接工事費 計	107,845,000	378,404 /m2				
															直接工事費 計	313,185,500 1,098,896 /m2
	B	共通費(案分)			B	共通費(案分)			B	共通費(案分)			B	共通費		
		共通仮設費	6,258,600			共通仮設費	745,600			共通仮設費	3,678,500			共通仮設費	10,682,700	3.41%
		現場管理費	23,492,800			現場管理費	2,798,800			現場管理費	13,808,300			現場管理費	40,099,900	12.38%
		一般管理費	24,243,800			一般管理費	2,888,300			一般管理費	14,249,800			一般管理費	41,381,900	11.37%
		共通費 計	53,995,200	29.43%		共通費 計	6,432,700	29.43%		共通費 計	31,736,600	29.43%		共通費 計	92,164,500	29.43%
		工事価格 (A + B)	237,476,200	833,250 /m2		工事価格 (A + B)	28,292,200	99,271 /m2		工事価格 (A + B)	139,581,600	489,760 /m2		工事価格 (A + B)	405,350,000	1,422,281 /m2
	C	消費税相当額(10%)	23,747,620		C	消費税相当額(10%)	2,829,220		C	消費税相当額(10%)	13,958,160		C	消費税相当額(10%)	40,535,000	
		合計 (A + B + C)	261,223,820	916,575 /m2		合計 (A + B + C)	31,121,420	109,198 /m2		合計 (A + B + C)	153,539,760	538,736 /m2		合計 (A + B + C)	445,885,000	1,564,509 /m2